民法　司法令８－３　肢イ

第１　肢の結論

誤っている

第２　重過失のある錯誤があった場合の取扱い

１．問題の所在

意思表示が，これに対応する意思を錯誤に基づくものであり，かつ，その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要であった。もっとも，表意者に重大な過失があった。このようなとき，どのようなケースで取り消すことができるか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

相手方が表意者に錯誤があることを知り，又は重大な過失によってしなかったとき（９５条３項１号）のみならず，相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき（９５条３項２号）も取消せる。したがって，本肢のように１号事由に限定している，肢は誤り。

（２）理由

まず，前提として，取引上重要な錯誤であっても，表意者に重過失があった場合，取消すことはできない（９５条１項，９５条３項）。なぜなら，表意者の保護が錯誤の趣旨であるが，重過失のある表意者は，原則として保護に値しないからである。

したがって，表意者に重過失がある時点で，取引安全を図るべく取消せないとも思える。

しかし，不都合である。相手方が，取引安全上，保護に値しない場合もある。このような場合にまで，取消せないとすると，不当に相手方を保護する結果となる。そこで，法は，「相手方が知り，または重過失があるときは」，相手方は保護に値しないとして，取消せないとした。取引安全を図ることを考えると，これだけ，制限をすれば十分とも思える。

しかし，不当なケースもある。例えば，重大な錯誤で他人物売買（５６１条）を売主が買主と締結したような場面である。

物権的には無効であっても，債権的には有効となり，売主に引渡債務が発生してしまう。

仮に，重大な過失あった場合，およそ調達ができず，債務不履行になり，重い責任が発生してしまう見通しとなる。

このような場合に，相手方（買主）の悪意，重過失を要件とすると，売主側の事情なので，いずれも要件にあたらず，表意者である売主に重い責任が発生してしまう。これは，表意者保護の要請を著しく欠く結果となり不当である。

そこで，法は，表意者を保護するため，「共通錯誤」の場合であっても，取消を認めた。これにより，相手方は，取引の期待に反する恐れがある。しかし，表意者を予定以上に困らせ，責任追及を認める権利はない。

したがって，取引秩序を図る上で，この結論は，やむを得ないと考える。

以上